

京都市告示第 392 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 15 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉祥院久世線	南区吉祥院嶋樫山町59番地の1地先から 同区久世築山町339番地地先まで	平成20年12月18日 午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)